

# 議 事 録

第 7 回

東村農業委員会総会

平成30年7月25日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年7月25日(水) 午後1時30分～午後16時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 3番 吉元 博 委員  
推進委員 金城 良信 委員
5. 議事録署名委員：5番 喜屋武 美恵子 6番 比嘉 昌太
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第17号 非農地証明願について

議長 ただいまより、平成 30 年第 7 回東村農業委員会総会を開催致します。  
会議の出欠状況を報告致します。出席者 5 名、欠席者 1 名です。よって、  
本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しております  
ので、会議は成立しております。

次に会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、5 番  
喜屋武委員と、6 番比嘉委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布して  
ありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 15 号か  
ら議案第 17 号までとなっております。

(3 条)  
議長

それでは、議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ  
いての整理番号 13 及び整理番号 14 については関連しますので、一括  
して事務局から説明をお願い致します。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)  
以上につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計  
画どおり行えば、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従い  
まして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 15 号、  
農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 13 及び整理  
番号 14 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 15 号、農地法第 3 条  
の規定による許可申請についての整理番号 13 及び整理番号 14 につ  
いて、審議結果を可とすることに決定されました。

(5 条)  
議長

次に、議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に  
ついての整理番号 2 について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、申請地において太陽光発電施設の設置を行うための転用申請であり、当該地の農地区分としては、10ha未満の生産性の低い、小集団の農地の第2種農地に該当すると判断致しました。従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号2について、討論を省略し審議結果を許可相当と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第16号の農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号2について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

(非農地)

議長 次に、議案第17号、非農地証明願についての整理番号3について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)  
以上につきましては、申請地は農地法第2条第1項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、原野という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第17号、非農地証明願についての整理番号3について、討論を省略し審議結果

を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしとのことですので、議案第 17 号、非農地証明願  
についての整理番号 3 について、審議結果を可とすることに決定され  
ました。

議 長       以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして  
第 7 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。